

本件処分は令和〇年〇月〇日に行われており、本件審査請求を提起した時点（審査請求書の日付である令和5年4月24日）で、処分があった日の翌日から起算して1年を経過していることは明らかである。

なお、同条第2項ただし書に定める正当な理由については、客観的な審査請求期間に関するものであって、処分を知った日や損害を知った日といった審査請求人の主観に左右されるものではないことから、本件において正当な理由は認められない。

したがって、本件審査請求は不適法であることが明らかであるから、行審法第24条第2項及び同法第45条第1項の規定により、却下せざるを得ない。

第4 口頭審理の不実施

なお、法第50条第3項は、「開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。」と定めているところ、本件審査請求は、前述のとおり行審法第24条第2項に基づき却下するため、口頭審理は実施しないものとした。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、その余について判断するまでもなく、行審法第24条第2項及び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月15日

横浜市開発審査会
会長 原田 満

教 示

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）を被

告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の各期間を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。